

教育再生会議合同分科会  
議事録

内閣官房教育再生会議担当室

## 教育再生会議合同分科会議事録

日 時 平成19年12月3日(月) 17:32～19:37  
場 所 総理官邸小ホール

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. これまでの議論の整理(案)について

3. 教育振興基本計画について

4. 閉 会

(配付資料)

資料1 第三次報告に向けての検討課題

資料2 10月23日～11月6日の議論の整理(素案)

資料3 教育振興基本計画の策定に向けた公聴の実施について

池田座長代理 それでは、お時間でもございますので、ただいまより教育再生会議合同分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、野依座長がご欠席でございますので、私の方で議事進行をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(プレス退室)

池田座長代理 それでは、議事に入らせていただきます。

教育再生会議は、ご承知のように10月23日から第三次報告に向けて審議を開始させていただきました。前回の11月27日の合同分科会までで検討課題としてきましたテーマに関しまして、一通りご議論をいただいたわけでございます。そこで今後は、これまでの議論を整理させていただき、さらに検討を深めていきたいと考えております。

本日は、そのうちの10月23日から11月6日までの議論の整理を行いたいと考えております。これまでの合同分科会での委員の皆様方のご意見を踏まえまして、各項目ごとに議論の整理の素案を作成しております。その素案についてご審議をいただきたいと思っております。

幾つかの部分に分かれておりますので、順次ご審議をいただければと思います。そして、その後、最後の議題としまして教育振興基本計画についてご議論いただく予定にさせていただきます。

なお、この議論の整理、素案につきましては第三次報告のベースとなるものでございますので、部外秘扱いとさせていただきます。会議後に回収させていただきますことをあらかじめご了解いただければと思います。

なお、第三次報告の構成につきましては、これまでの皆様方のご議論を踏まえ、運営委員会で整理した上で、次回の合同分科会でお示しし、ご議論いただきたいと思っております。

第三次報告の構成につきましては、前回の運営委員会におきましてもご意見をいただいております。本日は、資料にもございますが、小野委員と白石委員から関連資料を頂戴しております。今日は議題も盛りだくさんでございますので、この件につきましては、次回の会議で議論させていただきたいと思っております。

それでは、第一の議題でございます「教育再生の着実な実行」の「学力の向上（全国学力・学習状況調査の検証・活用）」と「徳育の充実、体験活動の推進」と「体力向上とスポーツ振興」の部分につきまして、あわせてご審議をいただきたいと思っております。

まず、この議題につきまして、事務局より内容を説明させていただきます。

山中副室長 それでは、資料1、会議終了後回収とされております10月23日から11月6日の議論の整理（素案）、主にこの素案に沿いましてご説明させていただきたいと思っております。

この項目立てでございますけれども、会議を10月23日から再開するに当たりまして、今後の検討課題として整理いたしました資料1でございますけれども、教育再生の着実な実行、システムの改革、社会総がかり等、3つの柱で事項を整理いたしました、その整理に従って、今までの議論をまとめた素案というものでございます。

第三次報告自体の柱立てにつきましては、先ほど池田先生の方からもございましたけれども、運営委員会で検討して次回の合同分科会で検討いただくということを考えているところでございます。

まず、素案に沿って、ご説明申し上げます。

教育再生の着実な実行ということで、まず学力の向上でございますけれども、全国学力・学習状況調査、これを踏まえまして、これを活かして継続的に学力向上に取り組む、その場合、調査の結果を検証して、保護者にしっかりと説明する。また、都道府県、市町村教育委員会は、検証して改善プランを策定し、また国も対策チームを設けて課題を抱える都道府県について重点的に支援していく。

また、国は優れた取組につきましては、具体的に公表し、また学習指導要領の改訂、こういうものに的確、迅速に活かしていく。直ちに取り組めるものについては指導要領の件につきましても、直ちに取り組むといった点。

また、生活習慣と学力との相関関係という点が見られますので、こういう家庭や地域との取組というものも進めていこうというまとめになっております。

徳育の充実に関しましては、二次報告で、徳育を「新たな枠組み」により教科化し、充実するということを提言したところでございますけれども、これに沿いまして、指導内容、教材を充実して、授業時間を確保し、年間を通じてしっかりと計画的に指導するという点。

また、徳育におきましては、張委員の方からもご指摘がございましたけれども、小学校低学年における挨拶や礼儀など、子供の発達段階を踏まえた指導というものを行う。教材にしても多様な教材、教科書を作成して選択できるようにするという点を挙げております。

2ページ目にまいりまして、体験活動についてでございますけれども、この点につきましても小学校での自然体験、中学校での社会体験、高校の奉仕活動、このあたりをしっかりと推進する。この場合、国は様々な体験活動の取り組む例といったものを示して、そういうものの中から地域の実情に応じた形で取組を推進していただく。

また、体験活動をその場限りの取組で終わらせないというために、事前にその趣旨を十分理解させ、また主体的に取り組めるようにする。その中で環境教育といった視点もしっかりと充実しようということでございます。

また、地方の子供の体験といった点についても十分配慮する必要があるという点でございます。

また、体力向上とスポーツ振興という点では、小学校の体育の専科教員の増員、あるいは国としてのスポーツ省など、スポーツ振興における一元的な行政組織のあり方を含めたスポーツ振興策の検討ということでございます。

体力の向上という面では、毎年小中学生の体力調査といったものを重視して、体力向上に組織的、継続的に取り組むと。この場合、運動、食育、生活習慣、これが一体となった取組というものが重要であるという点でございます。

スポーツ、体育といった中で、フェアプレーの精神、チームワークの大切さなど、徳育にも配慮する。また、学校だけではない、ボーイスカウト、ガールスカウト、あるいは地域スポーツ活動を含めたスポーツ振興も充実するといった点でございます。

それから、浅利委員の方から、特に徳育につきまして美しい心の伝統を語り継ぐといったことを充実する。あるいは一流の作家、芸術家の協力を得て、物語を選んで、子供たちを感動させる教科書を作るといったことで、そういうことにより第三次報告では、心の伝統を語り継ぐことによる徳育ということを目玉にしたらどうか、文学による教育、言語による徳育といった点を充実したらいかがかというご意見が寄せられております。以上でございます。

池田座長代理 ありがとうございます。ただいま事務局からこれまでのまとめとして説明いただきましたが、学力テストの問題、徳育の充実の問題、それから体力向上とスポーツ振興につきまして、どうぞご自由にご意見を頂戴したいと思います。

小野委員 この議論の整理について、白石先生も意見の提出をしているんですが、この形だとまたやはり満遍なく百科事典みたいなことになりそうなので、やはりメリハリをつけて、取り組むべき施策はきちんと大きな目玉にして第三次報告といえるような中身にぜひしてほしいというふうに思います。

その点は、白石先生もメモを出しておられますけれども、やはり何が目玉なのか、教育再生のために何が必要なのかということをやはりきちんと方向性を明らかにすべきではないでしょうか。

そういう意味で、私もペーパーを出していますので、詳しくは申し上げませんが、やはり今学校では何が問題なのかということ、やはり教員同士の教育界の綺麗事がいじめを隠したり、教育委員会の非活性化をもたらしていると思うんですね。やはり綺麗事主義ではなくて、本音で学校の再生に取り組むんだということをやはり強く打ち出してほしいというふうに思います。

それから、1点、私が今回出しています中で、給与についても、現在教職調整額ということで、教員の給与が公立学校では一律4%の配分になっているわけです。これは、残業手当がないんです。そういうシステムになっているんですけれども、そのことがやはり学校の悪平等主義をかなり助長している面が私はあると思います。こういったものは、しっかりメスを入れて、頑張っている教員にしっかり手当が出るようなシステムを考えるべきだというふうに思います。そのことがやはり学力の向上やスポーツ、芸術文化の向上につながるのではないかとこのように思います。

それから、もう1点だけ。徳育でございますが、浅利先生も言っておられますが、子供たちに感動できるような教科書をぜひ作ってほしい。これは、地域で様々な教材が作られ

ていることは認めますけれども、でもそれだけでは不十分なんです。やはり国として、教育基本法も改正されたわけでございますから、一番大事な徳育についてしっかりした教科書を作って、何種類あっても構わないんですけども、偏ったものではなくて、しかし子供たちの心に本当に感動を覚えるような、そしてやってはいけないことは徹底的に駄目だとしっかり教えられるような、そういう教科書をぜひ作ってほしいというふうに思います。

その意味で、ぜひ教科書の検定をしっかりと、新たな徳育のための基準を作ってもいいからぜひしっかりとやってほしいというふうに思います。以上です。

池田座長代理 今のお話のように、これまで割合並列的な形で論議をしてきておりますので、これをメリハリをつけてまとめるということは必要であろうと思います。このことに関連してご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 私も、その目玉を作ることについて大賛成でして、推進する、配慮する、という言葉が並んでいるわけですが、このまま行くと、こうだったらいいなということで、何も現実是不変で終わってしまうような気がします。

というのは、教育現場というのは、強制しなければ動かないという特性を持っておりますし、教育委員会は、どう現状を維持していこうかというものすごい力の中で動いています。ですから、私としては、この教育再生が本当にこの日本の国の教育を再生する気があるなら、例えば学力向上について言えば、学力向上テスト、ここまで私は非常に良かったと思っていますが、現在私学は受けていません。ある一定の学力向上が行われていないところに対する具体的な対策というか、強制力を国が何も働かせることができません。

ですから、例えば学力向上テスト、これに対して、私学も全部受けさせて、ある一定ラインよりも下のところは、必ずそれを改善するという、そういう計画書を提出させるとか、もしくは実行の検証をさせるとかというような何らかの、何度も言っていますように仕組みに落とし込むとか、例えば、徳育、残念ながら教科にはならなかったようですが、教科にするんだと、もう一度宣言するとか。教科にすれば必ず先生たちは動き始めますから、教科にしなければ先生たちは動かないですから。そういう特性を持っていますから。

例えば、3番目の体力テストについても、体力テストも学力と同じくらい大事なわけですから。全校必ず受けさせて、それに対してある一定以下の体力の場合には、具体的に対策を打たせると。それこそ早寝早起きなのか、みんなでマラソンをやらせるのか分かりませんが、何らかの1つの仕組みに落とし込んでいかない限り、私はこの再生会議は結局はなかったことになってしまうという、非常に危機感を持ちます。

ですから、目玉を作って、1つでもいいですから、この会議によって、いきなり私たち、私の学校の現場が変わっていくというようなことを1つでもいいからやっていただきたい。皆さんで決めていただきたいというふうに強く思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

どうぞ、品川委員。

品川委員 ありがとうございます。先に質問がございます。23日に会議が始まる時、三次報告の後、最終報告を出すとか出さないとかという意見があったと思いますが、結局、最終報告は出るのでしょうか？

池田座長代理 第三次報告は第三次報告として提言し、第一次から第三次までをまとめた総仕上げを最終報告として提言しようということで合意していると理解しています。

品川委員 最終報告で、別途もう一本、例えば渡邊委員がおっしゃったような柱を最後に打ち出すというようなことではなくて、これまで出した3つの報告がまとまったものが最終報告になるという形と捉えてよろしいでしょうか。

池田座長代理 まとめ方につきましても、また皆さんのご意見を頂戴したいと考えております。

品川委員 わかりました。ありがとうございます。

池田座長代理 いずれにしましても、第三次報告は第三次報告としてメッセージ性の強いものであるべきであろうと思います。

小谷委員、どうぞ。

小谷委員 具体的な話になるんですけども、3番の体力向上とスポーツ振興の中で、先だってスポーツ振興について意見を述べさせていただいたときに、口頭ではちょっと申し上げたんですけども、いろいろスポーツ振興とか教育的効果を求めて、スポーツを広めていく上で、オリンピックの招致活動というのはちょうど今タイミング的にも非常に勢いを持つ上で、そして具体的なメッセージ性もすごく含まれると思うんですね。皆さんの異論がなければ、一番下のフェアプレーの精神やチームワークの大切さを学ぶことなどのくだりの中で、何か具体的にオリンピックの推進活動や日本へのオリンピック誘致活動などを活用し、と具体的に入れていただき、ボーイスカウト、ガールスカウトなどその他スポーツ団体との連携というふうに含めていただくと、より具体的に活動に落とし込めるのではないかと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

門川委員、どうぞ。

門川委員 多様な議論をしてきたので、まとめとなるとこういう形になるのかなと思います。これをやれば日本中の教育が良くなっていくというものはなかなか無い。同時に地方の時代であります。地方それぞれで教職員が、経済界が、親が、地域が本当に教育を良くしていこうという意欲をもっと高めていくための仕組みを作っていく、きっかけづくりが重要です。だからこの制度のとおりやりなさい。そうすれば日本中の教育が良くなっていくということにはならないと思います。

学力向上はそういう観点で、まとめていただいているんですけども、例えば学力と道徳的实践力を高めていくために、それぞれの学校、教育委員会において、共同で課題を明らかにして、みんながどういうことをやっていくのかということを議論して、それぞれが責任を果たしてくださいというメッセージを出すことが大切です。

私は、徳育で偉人伝、古典などをきちんと学んでいくことは非常に大事だと思うんですけども、ただ、今の文部科学省の検定制度で素晴らしい教科書ができるのかと危惧します。検定で、単に問題点を指摘されない教科書しかできないというのが、今の制度ではないかと思います。少しはみ出したようなものでないと、人間は感動しませんから、地方が切磋琢磨して、どんどんいいものを作って、そしてしばらくそれを検証しながら、全国でそれを活用していくのが良いのではないか。今の教科書検定制度とは別の制度を作るといふことなら別ですけどもね。

小野委員 だから、それは、私が言っているのは、検定の基準を全く改めて、徳育のための検定基準を作りませんか。やはり本当に感動できるような、ジャンヌダルクは革命のために命をはって、こうしましたとか、いろいろなことがあるので、それをただ、命を大切にしましょうというのでは、子供の心にジーンと来ないわけです。

やはり野口英世が命をかけて黄熱病に取り組んだとか、そういうことを具体的にやはり書いて、いろいろな教科書があっただけいいんです。そこは今までの教科書検定にこだわらない新しいシステムも含めて検討いただければということです。

門川委員 分かりました。今の教科書検定は、例えば有識者が集まって、一言一句おかしいところをあら探しするような制度になっていますので、それではいい教科書はできないと思います。新たな良い教科書を作っていく制度も含めてという意味において、小野委員のおっしゃっていることは分かります。

ただ、それぞれの地方をどうその気にさせるか、学校をその気にさせるか。学力向上の部分だったら、それぞれのところで切磋琢磨して、そのための仕組みを作っていくということになればいいと思います。以上です。

池田座長代理 どうぞ、陰山委員。

陰山委員 1つつけ加えていただきたいと思いますけれども、体力向上、スポーツ振興のところに、運動、食育、その生活習慣なんですけれども、実はその食育の後に、睡眠を入れていただけないかなという気がするんです。

日本においては、睡眠に対する研究というのが諸外国に比べて非常に遅れているんですね。食育については、栄養学等かなり進んできて、ほぼ間違いのないものが出てきているとは思いますが、睡眠はそうではありません。

今、研究できていないわけですから、こういうことをしなさいということも言えないわけですけども、今後、この睡眠をきちんと入れることによって、睡眠障害ということがいろいろなところで、社会で問題になってきていますので、実はこういう食育であるとか、睡眠であるとか、生活習慣というのは人間がこの社会で生きていく上での、ライフスキルみたいなものになってくるわけですから、やはりこうしたものをトータルに保健であるとか、あるいは家庭科の中でも学習できるようにするという点でも、この生活習慣の中に食育、睡眠等を入れて、しっかりとした指導ができるような形にしていいただければと思います。

今日のこの段階では、睡眠と入れていただくだけで、もう今のところは十分ではないかなという気がしますけれども。

それから、もう1点お願いしたいんですけれども、制度に落とし込まなければいけない渡邊委員のおっしゃることはそのとおりだと思いますけれども、ただ非常に難しいのは、やはり今回の統一学力テストを見ましても、生活習慣の問題というのがやはり学力にも大きく影響していますし、それから品川委員さんがいろいろな場面でご指摘をいただいたいわゆる少年院の若者たちのことで、実は心の問題ともこの生活習慣の問題とも非常に大きくリンクをしてくているというような点で、実は一番大きな問題というのは、やはりこの生活習慣の問題だと思います。

そういう点で、いわゆる教育の中のこのシステムで、ここが良くなるということは難しいと思いますが、そういう点では、この社会総がかりというものをどのような形で、学校の制度のところとリンクさせるかという、そういう工夫になってこようかという気がいたします。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、門川委員、短めにお願いします。

門川委員 2ページのところですけれども、農山漁村体験、自然体験の部分で、社会総がかりの視点で、経済界も含めて受入体制、協力体制を作ることが大事だと思います。

それから、食育の部分ですけれども、日本型食生活ということが今日、ものすごく言われています。様々な食材を輸入している今日の状況は、2、30年後にはなくなるとも言われています。

京都市では小学校給食で米食を週4回にしまして、その4回のうち2回は麦を20%入れました。また玄米や胚芽も入れていて子供たちは喜んでます。日本の食文化を守るため、日本型食生活ということを書き込んで、お米を食べましょうとの趣旨を盛り込んだらいいのではないかと思います。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

品川委員をこの議題の最後にさせていただきたいと思います。

品川委員 先ほど小野委員がおっしゃっておられました、綺麗事ではなくて本気で教員に対して取り組むということは、私もすごく大事だと考えております。

また渡邊委員にも賛成です。私も報告書を出した最後に求められることは制度に落とし込むということだ考えております。

一次報告につきましてはいじめ自殺など社会問題がクローズアップされ、私たちも即効性のある短期的な報告書を出しました。二次報告はもう少し、時間的なスパンを持った報告でしたが、それでも長期的なスタンスかといえばそこまででもなかったような気がします。ですから、三次報告につきましては、短期的目標、中期的目標、長期的目標と企業ならどこもやるようなことでございますが、もう一步踏み込んで分かりやすい書き方を工夫することも、メリハリがついた書き方になるのではないかと考えております。

それから、陰山委員が今おっしゃった、生活保障とか、システムに落とし込めないというようなことも含めて、後ほど提案させていただきます。ただその前に一点、英国も米国もフィンランドも社会総がかりで教育に予算をつぎ込み、米国の場合予算については少し違いますが、とにかくすべての子どもに教育をと国を挙げて力をいれることができるようになったのはユネスコのEducation for Allの精神を法に落とし込んだからだと考えます。すべての子供の権利を守る、そして権利が侵害されたら回復するという法律、英国の場合は白書ですが、そういったものが制定されたからなんですね。私は再生会議でもぜひそこまで踏み込んでいきたいと考えております。

それから、学力向上のところでございますが、すごくわかりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。

2点だけ申し上げます。

優れた取組を公表するというのはその通りでございます。ただ、優れた取組方が分かっていてもできないという地域もまたたくさんありまして、それは例えば保護者の問題であったり、地域性だったり、地域の経済力だったりといろいろな条件があるんですね。ですので、ぜひ国は、優れた取組をやりたくてもできなかった自治体がどうしてできなかったのか、どうすればできるようになるのかという分析と、そういった自治体に対しての今後の方法論についての具体的な提案をしていただきたいと存じます。やはり失敗から学ぶ、できなかったところから学ぶということもまた、他の自治体にとっても必要な情報ではないかと考えます。

できてないと批判される教育委員会の中にも必死で何かやろうとしているところがたくさんございます。でも、どうしたら具体的な効果があがるのかよく分からなくて模索し、困惑し、疲弊しています。

それから、何度も申し上げて大変恐縮なんですけど、ぜひここに、認知と学習スタイルの多様性を踏まえた授業をより確実にを行うということを入れていただきたいと思います。

そうしませんと、この間の足立区のようにLDの子供はテストから除外するというようなことが起こってしまいます。それは、この学力テストのそもそもの目的ではなかったはずでございます。

それから、徳育についてですが、これも先ほど小野委員の意見に賛成です。

ただ、今は、すばらしいとされる小説を読んでも、「だからなに？」で終わる子供たちも少なくないという現状がございます。例えばクラスにごく普通にいじめがあるとき『走れメロス』を読んで、友情って素晴らしいと思うことは難しい。徳育を教えていくためには、教科にすることや教科書や教材を充実させることも必要でしょう。ですが、それ以上に、公平で公正なクラス・学校づくり、あるいは他の教科のなかでも、総合的に縦断的に有機的に絡めて指導していく必要があると思います。例えば理科で朝顔を育てることは命を育てるという教育です。だからこそ徳育の在り方を、ただ教科にするのと同時に縦断的・有機的な教科指導ができるような形の提案が必要だろうと考えます。

もう1つですが、小学校に上がってから、徳育をスタートするというでもないだろうと思っております。

本当は乳幼児教育の段階からルールを教えるとか命を大事にする、自分を大事にするお友だちを大事にするということを集団で、個別で教えていくべきだと私は考えています。そのためにも、乳幼児教育の段階で、そういう視点の導入が必要です。

それから、この間も少しお話ししましたが、学校や幼稚園や保育園で、命を大切にしようといいながら、一方、文科省の外郭団体だった、現独立行政法人の学生支援機構がいきなり数十年の寿命のある、地域の人たちが大事にしてきた桜の木をはじめ、そのほかの樹木をばっさり粉々に切り捨てるようなことをやっているわけです。命の教育をはじめ、徳育とは何も学校だけがやることではないはずで、こういったところでの省庁の連携、つまり徳育をいうなら、財務省だって外郭団体だって、ちゃんとその視点をもたなければいくら子どもに教科として教えても連続性がないだろうと思います。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、川勝委員、短めにお願いします。

川勝委員 この1、2、3と大きくありまして、社会総がかりが、大括りの3のところに入っておりますが、教育再生、それ自体を社会総がかりでやるというのが基本的な姿勢ではなかったかと思えます。

それから、大きな1の、 が6あって、そのうちの学力の向上と徳育の充実と体力向上、要するに知徳体ですよ。だからこれは従前どおりなので、書かれている内容に、学力の向上については、今回の学力調査にかかわる反省を踏まえてということがあただけで、徳育についても、特段目玉があるかどうか。恐らくそれは農村漁村体験だと思いますが、しかしこれも目玉になるかどうか。むしろ先ほど陰山さんが言われたように、学力の向上と徳育については、それぞれ第一次、第二次報告で、重要性を訴えたわけですね。

むしろその生活習慣が確立されることが、学力を上げ、かついわば徳育といえますか、挨拶を含めた人間の社会的規範を生むということで、生活習慣を軸にして、知育、徳育、体力、これを上げるという、そういう組み方をすべきだと思います。

そうしますと、生活習慣を上げさせるためには、これは学校だけではなくて、社会総がかりでしかできませんから。

ですから、この後、4、5、6、7、時代の変化にあった教育内容の在り方、教員養成、責任ある学校運営、これはもう単に項目だけ挙げているだけで、そうするとこの1、2、3に学力、徳育、体力、どこに目新しさがあるのかということで、本当にメリハリをつけるということであれば、これまでの議論を踏まえれば、これは生活習慣の確立というのを軸にして、社会総がかりで教育再生を図ると、その中に知育、徳育、体育を組み込むという、そういう書き方をすべきであると思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

今のご意見を踏まえまして、また議論させていただければと思います。

では、小野委員、最後に。

小野委員 PISAの結果が間もなく出ますので、この結果は徹底的に分析して、それを反省するというをやらないといけないと思います。したがって、そこだけはぜひ追加して、ぜひお願いしたいと思います。

池田座長代理 分かりました。各論についてのご意見と第三次報告の方向についてのご意見もいただきました。これらにつきましては、先ほどもお話ししましたように、運営委員会で議論させていただいて、次の合同分科会で全体の体系そのものを提示し、そのうえでご議論いただきたいと思っています。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

2の議題は、「教育システムの多様化・弾力化」の中の「学校選択制による学校改善システム、学校の適正配置の在り方」の部分について、ご議論をいただきたいと思います。

まず事務局から説明させていただいた後、ご意見を頂戴したいと思います。

山中副室長 まとめの議論の整理の素案の3ページ目でございます。「教育システムの多様化・弾力化」ということで、教育バウチャー制ということでも議論していただきましたところでございますけれども、バウチャー制という言葉がちょっと誤解を招く恐れがあるということでも使用しない方がいいのではないかとこの前回のご指摘も踏まえまして、学校選択制というところを前面に出したらどうかということがございましたので、「学校選択制による学校改善システム」というふうに言い換えさせていただいたところがございます。それから、学校の適正配置の考え方でございます。

「学校選択制による学校改善システム」というのは、悪平等というものを打破して、国によるモデル事業を実施したらどうかということでございます。基本的な考え方としては、頑張っている学校が報われて、努力が足りない学校の改善が促されるということで、手法としては、学校選択制を通じて、保護者の信頼の厚い学校、ここにインセンティブが働くようにするというところでございます。その場合、選択の前提になりますのは、徹底した情報の開示ということで、それによって評価、選択することができて、学校の活動に対して、むしろ保護者、地域の協力が得られると、そういうことになるのではないかとこのことでございます。

この場合、当然、特に小中学校ですと、教育格差が生じないということ。そういうミニマムとしての教育水準の確保というところは、しっかりと留意するという点でございます。

具体的な方法としては、国として、例えば次のようなモデル事業はどうかということで、モデル事業に応募する教育委員会では、公立学校の学校選択制というものを実施する。

また、この場合、各自治体が負担している運営費といったものも子供の数に応じて配分するといった点、この場合、当然共通的に必要な経費とか、特別な支援が必要な経費、こういうものは措置するというところでございます。

この場合、できるだけ人事、予算に関する校長の権限というものを拡大するといった点を配慮するというところで、学校に関する情報を保護者、地域に開示して学校を徹底的に保

護者、地域に開かれたものにするということでございます。

また、一定の教育水準の確保ができないといった場合には、教育委員会が責任を持って改善措置を講じるという点でございます。

ただ、学校選択制自体につきましても、それをできない地域もございますし、それを選択しない地域というものもありますので、そういうところにおいても、しっかりと校長の権限強化ですとか、保護者、地域の皆さんの学校運営への参画、評価、情報開示、そういう点について取り入れた教育の質の向上にも取り組んでほしいということでございます。

また、4ページにつきまして、所得が低い家庭で、私立の学校に行けないといった点もございます。そういうところで、都道府県、市町村における奨学金ですとか、就園奨励費といった低所得の家庭の子供たちが私立学校、幼稚園に通うといったことについての給付の配慮といった点でございます。

あるいは、フリースクールに通っている子供たち、不登校の子供たちへの支援といった点についても検討する必要があるのではないかという点が前回ご指摘があったと思います。

以上が、バウチャー制の検討の関連でございます。

2点目が、学校の適正配置ということで、それぞれの地域が学校をどのように運営していくかというのを決めるわけですが、国としての教育効果という観点から、望ましい学校規模というものを今の時点、今の時代にあった形で提示したらどうだろうか。そういうものを通じまして、適正規模にしていこうということで、学校を統合しようというふうな市町村、これを支援するためにスクールバスですとか、あるいは教員定数の激減緩和ですとか、施設整備面での支援というものを行ったかどうかという観点でございます。以上でございます。

池田座長代理 ありがとうございます。

当件につきましては、渡邊委員からも資料を頂戴しておりますので、まず渡邊委員から資料につきましてご意見をいただき、その後ご議論いただければと思っております。

渡邊委員 これは、日経新聞から頼まれまして、再生会議でなぜ渡邊がバウチャーを推進しようとしているのかということを原稿用紙2,300字でしたか、それで出してほしいというお話がありまして、それでまとめた内容です。

これは、繰り返しこれらの会議で言うておりますように、今の日本の最大の問題は、やはりしっかりとしたインセンティブが働いていないことであると。教育における競争原理ということではなくて、子供たちの幸せのための競争をどの学校もどの先生もすることが、やはりあるべき教育へ近づいていくし。

例えば、先ほどの生活習慣にしてもいい学校を作って、子供たちを幸せにしていこうと思えば、当然生活習慣に否が応にも手がいってしまいます。当然良い学校を作ろうと思えば、いじめもなくなって、みんな体力向上になっていくということです。つまりこの仕組みこそが私は唯一この日本の教育が再生する仕組みであるというふうに確信をしております。それでこのような形で提案をさせていただいたということでございます。

今のお話を聞いていて、心配なのは、学校選択制と奨学金とのジョイントで私は十分パウチャーの役目を果たすと思っているんですが、ただこの導入のところモデル事業という形になり、モデル事業に教育委員会が応募するというので、メモがあったんですが、本当に応募するところがあるのかなと、それは心配ですね。ないんじゃないかなと。これはあったらいいなというふうに思います。なければどうするのかなと心配して聞いていました。

池田座長代理 ありがとうございます。

今のような問題点もご指摘いただいております。

小野委員、いかがですか。

小野委員 学校選択制は、私は基本的にいいと思うんですけども、学校選択できない地域があることも確かなんです。そこでしかし学校選択と同じ効果を発揮するためにどうしたらいいかということを考えますと、例えば、住民の方からこの学校の教育方針を変えてほしいという申出をして、それを教育委員会が受け止めて、その場合には校長とか教員を異動させるということも含めて、人事も含めて、実質的に学校が変わるように追い込むシステム、そういうものを作るべきではないかと思えます。

だから、学校選択制とプラスして、教員の「貝殻追放」のようなものを作って、子供たちや父母が本当にこの先生やめてほしいという人はもう教育委員会が義務的に人事をしなければいけないシステムを考えてもいいかもしれないし、特に校長を中心とした学校の方針を変えてほしいという強い住民の申出に対しては、教育委員会は対処しなければいけないようなシステムを作れば、結果として学校の建物は変わりませぬけれども、教員がかなり大きく変われば、学校選択と同じ効果も出てくると思えます。

具体的に学校選択も1つの方針としてありますけれども、それ以外にも学校全体の教育方針を住民の要望で変えてほしいということが、具体的に機能するようなシステムを検討してはどうかというふうに思います。

池田座長代理 おっしゃるように教育システムそのものが、これによって変わっていくということが大変重要だろうと思えます。

門川委員、どうぞ。

門川委員 小中学校は、公立が圧倒的に多いですけども、幼稚園とか高校は、特に都市部においては、私立が随分多いと思えます。都市部でいろいろな競争原理が働いているけれども、そのすべての学校が良くなっているか。子供の生活習慣まで良くなっているかということには、疑問があります。

選択制があることが、子供の生活習慣を変え、すべての子供の学力を伸ばしているかどうかというのはいろいろな議論があると思えます。

それで、私は各教育委員会独自の判断で、地域の実状に留意の上で、学校選択制をやることは結構であります。やれるところはやられたらいいと思えます。

ただ、小野委員がおっしゃったとおり、学校選択制を前提としない地域の取組、これを

3行で済ませていただいているんですけども、例えば地域ぐるみで学校を良くするために学校運営協議会やその地域の願いに即して、教育委員会から校長への権限委譲を促進する。我々は学校分権という言い方もしていますけれども。それから、すべての学校で、外部評価を含めた学校評価システムを実施し、それをすべて公開し、家庭・地域の参画を進め、改善に活かしていく。そういうシステムが地方できちんとできますから、この部分をきちんと充実して書いていただきたい。

池田座長代理 ありがとうございます。

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 1つだけ、今の門川さんの意見ですが、高校は私立が多いと、なぜそれで良くなっていかないのかと。それは今の私立が、助成金によってつぶれない仕組みがあるからです。要するに、今の私立も助成金のしっかり見直しをして、どんどんつぶれるような体制をとっていけば、どんどん良くなっていきます。今みたいな形で、努力しなくても、生徒がいなくても、私学はつぶれませんから。

だから、つぶれないような状況で、競争原理が全く働いていないという状況です。ですから、門川さんの言われたことは僕は違うと思います。

池田座長代理 いろいろなお意見がありますので、それらをまたフォローさせていただきたいと思います。

陰山委員、どうぞ。

陰山委員 学校選択をめぐるときに、実際、親が学校を選択するときの最大の要因というのは、実はいい教育を求めてというよりも、悪い教育から逃げ出そうとするというのがものすごく多いんですね。

つまりそこが荒れているといったら、そこから蜘蛛の子を散らすように出ていってしまう。

ところが、そこで変われない子供たちとか、あるいは今回の統一学力テストを見ても分かるように、保護者の方が子供の教育に関心を持っていないという人たちもいるわけです。また、それがあある特定の地域に仮に多いとするのなら、そのところというのは非常に悲惨な状況が出てくるということもあり得るわけなんです。

私は、そういう点で、選択というのが決して望ましい選択をみんながするとは限らないということが、やはり想定をしておかなければいけないのではないかと思います。

また、この件において、僕はモデル事業というのはいいと思います。実際、既に学校選択を採用しているところはあるわけですから、そこが本当にうまくいっているのであれば、それを真似するなり導入するなりすればいいということであって、最も問題なのはたとえ国の方から決めて、制度に落とし込んでやったとしても、これは国が決められたからやりましたということで、果たしてうまくいくのかどうかということです。

私は、こういう点では、責任主体をしっかりとさせるという点で、このモデル事業というのは、それはいいかなと思いました。

ただ、もう1点のことで、今回のことで非常に気になりますのは、これは全部制度の問題なんですよ。

でも、教育するのは制度じゃないんですよ。どのような教科書を採用し、どのような指導方法を入れていくのか。教育内容とか、あるいは指導方法の問題なんです。そのところがきちんと良くなっていくようにするためには、やはり特別な例えば我々が今までやってきたような15分間だけ計算だけやりますよと。今であればごく普通ですけれども、当時は全く異端と見られました。

そういうふうなことが、やはり学校独自、地域独自に認められるというような、そういうモデル事業についてもやはり応援をします。あくまで学校選択というのは1つの方法であって、例えばある地域が、ICTをもう全部の学校に入れて、そして全市的にその教材を共有化するというシステムは、私はこれは非常に効果的な学習ができるように思います。

そういうふうなことも採用できるような制度設計をできればしていただきたいと。そういう点では、この3番のところの学校選択の地域の取組というところにも特段の配慮をいただければありがたいと思います。

池田座長代理 品川委員、どうぞ。

品川委員 私は、ここの基本的な考え方、つまり教育の質の向上のための悪平等の弊害を改め頑張っている学校が報われ、努力の足りない学校は改善されることを促すという点については全くそのとおりだと考えております。ですので、この部分については全く異論はございません。ただ、私は学校選択制についてかなり取材をしたことがございますが、学校選択制を導入した自治体の教育委員会の方たちが、オフレコであんまりうまくいっていないとか、失敗したと言っている現実もございました。

導入した1年目、2年目は良かったけれども、教師が変わったら根づかなかったとか校長と現場の教師がうまくいかなかったとか、あの学校はいいとなると保護者が殺到してしまうわけですが、学校のある地域との連携がうまくとれなくなってしまったとか、保護者のほうでもいいと言う評判の学校に入れたのだから、あとは学校がなんとかしてくれるだろうとなってしまうと、保護者が学校にかかわらなくなってしまおうとかですね。そういった教育委員会側の愚痴とも嘆きとも言えないような話が聞こえてきたりするわけです。

ですので、学校選択制を導入するとき、今既に導入している自治体が、具体的にどういうなっているかということをも分析して検証するということを一文書き加えていただければと思います。目的は教育の質の向上ですよね。そのための手段としての学校選択制なわけですから、すでに導入している地域の変化、メリットデメリットをよく分析して検討しそれをディスクローズしてあらゆる情報をネット等を通じて伝えていくと、書いていただけますとありがたく存じます。

保護者の中には学校全体とか地域全体をよくすることでうちの子にもいい教育が行われるという発想の人と、逆にうちの子の今しか考えていないので、今通っている学校が駄目だったら、もう次に、という保護者も結構いたりするわけです。私は学校ショッピングと

講演等で説明するのですが、学校が気に入らないとすぐに子どもを学校に登校させなくなったり、転校したり、あるいは地域の学校を否定してよその自治体に越境入学していたりするケースは少なくありません。大事なことは、それがその子どもにとって不利益になっていないかという視点だと考えております。

ただ、渡邊委員がおっしゃるとおり、悪平等という面があるのもまた事実で、だからこそ、そこに対してどういったシステムというか解決策を提供できるかということが問われているだろうと考えております。先ほど小野委員がおっしゃっていたことは全くそのとおりなのですが、一方教育長を選んでいるのは自治体の長なわけで、その自治体の長を選んでいるのは、その住民で、そう考えていきますと、結構地縁、血縁などで自治体の長が選ばれていたりする地域ではいくらこういう制度を作っても、結局動かないといいますが、動かさないといいますが、動きようがない場合も十分あり得ると思われれます。学校選択制ができる地域はいいのですが、こういった諸事情でできない地域の公教育の質をどうやって向上させるか。そこが問われていると考えます。

ですので、子供の成長発達権や若者の自立権・社会参加する権利などを保障するという視点での文章にしていく必要があると考えるのであります。教育する側の視点に立ちますと、結局、地域によっては現状改善にならないところも出てくるだろうと思います。

つまり現状でも、教育長がしっかりしているところであれば、いくらでも前向きに教育予算を増やし、教育改革に取り組むことができているわけです。京都市は言うまでもありませんが、たとえば先日栃木市に講演に行きましたけれども、非常に熱心に取り組んでおられました。ですから、やはりそこが一番に問われているのだろうと考えています。

それから、1つだけ懸念を申し上げます。それは小学校の段階で、教師間競争を導入するという点にも私が知りうる範囲ですでにデメリットがあるという点です。メリットはもちろん教育の質の向上のために競争が導入されるということですが、実はデメリットはこの競争にあります。つまり、発達段階を考えたときに学童期は、集団性を学ぶ時期。そこで安心して安全で公平で公正な集団を作ることが問われるわけです。そういった集団の中で規範意識とセルフエスティームが育ちます。とすると、こういった子どもの成長発達から見ても大事な時期に、教師間同士に競争を導入するということが子供にどう映るかという視点、矛盾がありますのでその矛盾を踏まえたうえで、子供にどう情報提供していくのか。そこを視野にいれて制度設計をしていく必要があるかと存じます。そこが1点、私が危惧することです。以上です。

池田座長代理 門川委員、どうぞ。

門川委員 私立高校は、まだそれほど潰れていません。ただ、私立の幼稚園は潰れるところも増えています。建学の精神をしっかりと守って、地域に根ざして、頑張っているところが潰れる例がある。一方で、今の親の目先の利益に対応して、お受験対策などをやっているところは潰れないという現象があります。

私は、競争の原理も大事で、悪平等があったらあかんと思います。しかし、何を大事に

するかということを引きちと押さえておかへんかったら、駄目ではないかなと思います。

京都に西田天香さんが作られた一燈園という学校があるんです。小・中・高合わせて全学70名ほどの生徒です。本当に建学の精神を大事に立派な教育をしている。そういう学校は子供が少ないですが、本当に理念が生きていると思います。

未履修問題を起こされた学校には子供は多く集まっています。しかし、本当の意味の建学の精神を大事にしてはるところはなかなか子供が集まりにくいという現状が全てとはいませんが、あります。競争原理も大事ですが、教育において何を大事にするか、本当の建学の精神、理念を教育改革の今こそ深いところで押さえて議論しなければならないと思います。以上です。

池田座長代理 小谷委員、どうぞ。

小谷委員 今の門川委員と同じなのですが、学校を淘汰する上で、多く集まるということが必ずしもいい学校ではないと思います。

しかし、生徒を多く集めるところにお金が行くようになってしまうと、そういうところが評価されているということで、お金ではない形で、多分もう既にやってらっしゃると思うんですけども、学校だったり、教師が、国からもっと派手に表彰されるとか、お金があって、人が集まるということ以外で、学校を評価するところをもう少し広めていったらどうかということと、先ほどの品川委員の話ももしかしたら私が話そうとしていたことと同じことかもしれないんですが、私が属している区は、学校選択制をしていて、巷の父兄から話を聞くと、やはり最初に人気があって人がバーンと集まった学校があったんですけども、途中で学校側と教師が合わなくなって、いいと言われた先生が、一斉にいなくなってしまったんですね。全くその学校の評価は、ガタッと落ちたわけです。

このペーパーの中にもありますが、人気校に生徒たちが集まることによって、見捨てられていったというか、避けられていった学校のレベルがどんどん落ちてしまい、このペーパーの中には、教育水準の確保ができていない、一定水準の確保ができていないと評価された学校に対しては、教育委員会の責任で云々かんぬんとありますけれども、教育水準が確保されていないと判断された時点では、もうきっとそのときにその学校にいた子供は、とりこぼされていっていると思いますし、そんな学校が水準が落ちたからといって、すぐ動けるわけではないと思うので、そういう弊害が出ることも考えると、何かもっと別の形の評価というのも考えていいのではないかなと思います。

池田座長代理 それでは、品川委員のご意見で最後にさせていただきます。

品川委員 今の話に少しつけ加えさせていただきます。人気校といわれたところに生徒が集まります。ただ、一方で駄目だといわれたところの教師たちが一致団結して学校全体が良くなったりもする。だからこそ競争原理は大事で、一概に駄目だとはいえないんですね。

ただ、もう一点申し上げたいのは、人気校に行ける子はいいいのですが、行けなかった子が「ダメ学校にいる僕」とラベリングしないようにしなければなりません。これを避ける

ように、学校選択制を導入するなら教育委員会も保護者も意識しなければなりません。何回も申し上げているように、ラベリングは反社会行動のリスク要因になるからでございます。

池田座長代理 小宮山委員、どうぞ。

小宮山委員 今回の品川委員と小谷委員でおっしゃっていることは、とても大事なことで、1つ1つの事例ではなくて、学校選択制といわれる名前のもとにいろいろなことをやっているところがたくさんありますから、ここで一体何が起きているかということをもっと分析しないとダメです。逆に、この分析でもって、相当のことが分かります。それでどういふときにどううまくいって、どういふときにどう失敗するのが、相当分かりますので、これをまず徹底的にやらないとダメだと思います。それが1点です。

それから、もう1つ、学校選択制を前提としない地域での取組というのがありますが、私は、大変重要なのが地域の企業だと思います。

社会総がかりというけれど、どういふ場面で、どういふメンバーが入るとうまく行くかというのがあろうと思うんですけども、やはり今の父兄というのは自分の子供しか見ていないんですよ。今の自分の子供しか。

だから、そのときにどうやってある期間内に、長期にわたって学校が良くなっていくかどうかということには、今、日本だと私は企業ではないかと思うんですよ。

それで、企業が教員を派遣するのがいいという話になって、私の話は、教育院に行くんですが、そういうふうにお書きにならずに、こういう形で列挙していくわけですね。

そうしますと、あっちこっちに今言ったように、ここでは何が一番日本でうまくいきそうなものかというのをよく書いていかないと、全部網羅しても分からなくなってしまうと思います。

少なくとも今この学校選択制を前提としない地域での取組だと、私は地域の企業というのが入るべきだと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員。小谷委員、川勝委員の順で最後にさせていただきます。

渡邊委員 先ほどからお話を聞いていると、例えば成績が良くて、未履修なんかをやるところが人気があるとか。例えば、今の小宮山さんの発言だと、父兄は自分の子供しか見ていないとかいう、親に対する認識が僕はそれは間違っていると思います。

親というのは、子供を愛していますし、僕は教育全体のことを考えているというふうに思っています。先ほど言ったように、門川委員が言ったように、建学の精神を守っているところが何で理解してもらえないんだと。それは理解してもらおう努力が足りないんですよ。現実に合わせて、今の親のニーズに合わせて、しっかり建学の精神を現代に翻訳していないから潰れていくんですよ。

だから、そういう面から言えば、親は子供を愛しているし、この国を良くしようとしているんだけど、前提の中で組み立てていかないと、僕はこういう教育というものは語

れないと思います。

親は駄目だよ、自分のことしか考えてないよ。親は成績のいいところしか行かせないよ。そんなことが前提になっていたとしたら、どう教育を組み立てていくか僕は分からないですね。僕は、親を善とする、そこから始めるべきだと思います。以上です。

池田座長代理 それでは、海老名委員、お先にお願いします。

海老名委員 私は親が駄目だなと思います。一番はそれだと思います。問題は親です。親がよければいい学校をきちんと選んで、それで教育をすると思うんです。その親がまずは基本だと思います。親の教育をこの会でもっとしてほしい、そんな思いがいたします。

例えば、小学校の教科書に親は目を通しておりません。だから、絶対に目を通す。それから、授業参観には必ず出席する。そういうことを義務づけたらどうでしょうか。採点制を作りまして、それで義務づけて、それで点数をとって、親の教育、きちんとした愛を持って、子供を見ているかどうかを教師が見極めていただきたい、そんな思いがいたします。

まずは、親でございます。親をきちんこの会で教育するように進めていただきたいなと思います。それからでございます。学校は。

池田座長代理 ありがとうございます。渡邊委員のお話につきましては、私も私立の経営に参画しておりますので、よくわかります。そういうことを考えますと、あるべき姿、あるいは理想、理念というものの上に立って、教育を考えていく必要があるわけで、これはもう当然のことであろうと思います。

しかしながら現実には必ずしもそうならないとするならば、どういう形で理想、理念に近づけていくか、ということが大変重要ですので、そうしたことも踏まえ、新しい切り口でまとめさせていただければと思っております。

それでは、小谷委員、どうぞ。

小谷委員 全く今、お三方がおっしゃったとおりで、私が申し上げようと思ったのは、学校選択をするときに、親が一生懸命子供のためにここがいいかなと考える親御さんのところにいる子供はある程度どこの学校に行っても幸せなわけで、そうではなくて、親がどこでもいいから勝手に学校に行っちゃいというところの子供がどうなってしまうかというところが私は一番心配なので、それがこぼれていかないような何かシステムを加えていただきたいと思います。

池田座長代理 それでは、次の議題に移らせていただきます。

6-3-3-4制の弾力化でございます。事務局から説明いただいた後、ご議論いただきたいと思います。

山中副室長 素案の4ページ目でございます。下の方ですが、6-3-3-4制の弾力化というところでございます。

1つは、小中一貫教育ですけれども、小中一貫教育を子供の成長にあった教育のため推進するというところで、教育委員会の工夫によって、弾力的な小中一貫教育が推進できたら

ということで、具体的には今いろいろな形でやっていますけれども、より簡単に、一般の学校でも弾力的な小中の仕組みができるように制度を弾力化したらどうか。あるいは小中一貫の義務教育学校の制度化といった点についても検討したらどうかという点でございます。ただ、この場合、当然小中一貫校とほかの学校に転校することもありますので、その辺のスムーズな移行に配慮しましょうという点でございます。

それから、年齢主義の見直しということで、具体的には、特定の教科について、上の学年でできるというような、そういうこともごく一般にできるように取扱を弾力化する。圧倒的に優秀な子供について、学年を越えて学ぶ飛び級といったこともできるような制度の弾力化を検討したらどうかという点でございます。

また、学力が身につけていない子供、この習熟別の指導、補習的な指導というのを積極的に行って、本人の希望、保護者の同意があるというような場合には、制度的にはできるようになっていますけれども、原級留置、留年といったことも、そういう本人の希望とか、そういうものがあれば活用したらどうかということでございます。

また、大学への飛び入学ということで、これは現在でも17歳からできるようになっていますけれども、実際には、3校で11名ぐらいが今年の春、入っているぐらいの状況ですので、なぜ進んでいないのかといったところをしっかりと検証して、受入側の大学に課されているような条件とか、そういうものも弾力化したらどうかといった点、高大の連携も単位の点等でも、もっと進めたらどうかという点でございます。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、門川委員、川勝委員の順でお願いします。

門川委員 ちょっとだけ議論がさかのぼって申しわけありません。学校の適正配置のことが、小野委員のペーパーにもあって、これでいいんですけれども、報告案のペーパーでは、学校統廃合をした場合の教員定数の激減緩和としか書いていません。学校を統合すると、ものすごく通学区域が大きくなるんですね。地域との関わりを保つことなどに教師の仕事がかなり増えていきます。

先生が何分の1に減ってしまいますから。だから、激減緩和に加えて教員定数の加配、優遇措置を入れていただきたい。

今の教員定数は、学級数が基本になっていますから、学校が20キロ離れたところに家庭訪問をするとなったら大変で、その他にもいろいろな課題が生じますから優遇措置をお願いしたいのと施設整備面での支援。補助率の引上げなど抜本的な支援策によってインセンティブを働かせる、という措置を作る。これを抜本的にしなければ提言を出しても機能しないと思います。

それから、今の議題ですけれども、5ページの一番上、義務教育における飛び級については、やはり弊害も非常にあります。学級集団を大事にしていくということもありますので、慎重に書いていただいていますけれども、より慎重な議論が必要ではないかと思えます。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、川勝委員。

川勝委員 この6-3-3-4制の弾力化というのは、目玉ですね。それで小中義務教育、これを6と3で割るか、5-2-2にするかというようなことは、思い切って地域に委ねるということで、これを出されることはとてもいいことだと思います。

それから、それとのかかわりで出てくる年齢主義というか、大学入試とのかかわりで出てくる年齢主義ですけれども、それは次の高校3年生のことにかかわってきますね。

これで一方で、中高一貫というのが盛んに行われていますが、それで中高一貫が通常私立に典型的に見られるわけですが、今例えば教育熱心な静岡県では、県立で中高一貫校が4校ほどあります。併設しているとか、連携しているとか、ネットワークを組んでいるとか、いろいろあるんですけれども、例えば旧受験校であった浜松の西校というところでは、かつて高校の定員が400だったのを校舎をそのままにして200に変えて、残る200を中学生を入れたわけです。そして、したがって13歳から18歳までの男の子、女の子を一貫して教育するというようなことをしているわけです。

この背景にある社会的な背景としては、少子化ということがあって、そのために子供が兄弟が少ない。そして、学校では異学年の子と交際することが比較的少ないという中で、6-3の小学校と中学生と一緒にいるということ、中学3年生に対する小学生の教育効果、その逆もあります。それから、中学生の子が高校生と一緒にいますと、高校生がコーラスで素晴らしい歌を歌ったら、中学生たちは感動して、ああいうお兄ちゃん、お姉ちゃんのようになりたいということになって、例えばアジア選手権でメダルを取ったような子がその高校にいるとなれば、中学校の子供たちは目を輝かすわけです。そういう意味で、中学校と高校も一緒にさせるということもあるので、中高一貫の可能性もどこかで配慮していく必要がある。そして、飛び級を思い切って認める。

これをやはり6-3は、6-3の組み合わせ、しかし、次の3-4は抜本の見直しといていいのではないかと思います。

つまり年齢主義を出すと、問題として出すか。年齢主義で、高校2年で大学に行ける。あるいは大学はもう3年生で大学院に行けるというふうなことを議論されているので、ここで思い切って、後半の3-4については、抜本の見直しと。最初の6-3については弾力的運用、これは義務教育としてきっちりとする。残りの3-4については抜本の見直しという、そういうものをしないことにはいわゆる飛び級などというものが全体の中では、非主流といえますか、傍流に留まるだろうということがあると思います。

池田座長代理 川勝委員から積極的なご意見をいただきました。陰山委員、どうぞ。

陰山委員 まず、6-3制のことについて申し上げたいと思いますけれども、私は、6-3制は本当の意味で、抜本的な見直しをやっていいというふうに思っています。

つまり今の指導要領は6-3制を前提にして、改訂という形で今日まで来ましたが、21世紀後半を考えたときに、全く違う教育課題が出てきていると思います。

例えば、異常気象というのは世界的なものになってきておりますし、1バレル100ドルを超えようかというような原油情勢も考えますと、要するに国算社理の枠組みの中で考えていても、果たして日本社会は発展持続させることが可能なかどうかということを考えなければいけない。そういう点では、一遍教育の内容を抜本的に見直すという点では、63制をやめることによって、抜本的に見直さなければいけないことになるわけですから、そして、さらに高度なことを学習させなければいけないということになってくると、小学校段階が4年というのはこれは足りない。当然、幼稚園の方のいわゆる幼児教育の段階まで考えなければいけないというようなことで、やはり私は将来的にはそこら辺のことまで考えて、再生会議で打ち出していくということの方が、ダイナミックではないかと。

先ほど、中長期的なものと同短期的に分けるとおっしゃいましたけれども、私は、21世紀後半を見定めた場合には、あくまで教育内容をどうするのかということをごここで結論を出すのではなくて、1つの出発点として提言していただくということがありがたいのではないかなということをおもいます。

それから、飛び級についてなんですけれども、飛び級については門川委員さんもおっしゃいましたけれども、非常に慎重であるべきだろうと思えます。

この間も申し上げましたけれども、日本の教育課程というのは実に良くできてまして、緻密にできています。ですから、途中を飛ばすということになってくると、なかなか難しいんですね。ただ、保護者の方々がものすごく教育熱心であって、例えば幼稚園なんかで実際に方程式を解く子供が出てきているのは事実なんです。

小学校の段階で、例えば前日のニュースを見て、全部ニュース解説をするような子供もいたりするわけなんですけれども、そういう子供というのは往々にしてみんなから浮いてしまう場合もあるわけです。ですから、そういうふうな特別な子供たちを特別に配慮するということは、僕はあっても構わないのかなという気がします。

ですから、そののところを、いわゆる飛び級というような形に乗せるのではなくて、そういう子供たちをどのように伸ばすのかということをご制度的に考えていくということについて、私はいいのではないかと。

ちょっと飛び級というところが、ややそこらへんで言うと、優れた才能をつぶしはしないだろうか。そういうような気がいたします。

池田座長代理 ありがとうございます。

小野委員、どうぞ。

小野委員 私は、前からお願いしているんですが、小中、中高だけではなくて、幼小連携も含めて、6334の弾力化をぜひ進めてほしいと思えます。

これは、別に一律にやる必要は全くなくて、カリキュラムを工夫さえすれば、かなり弾力化が進むと思えますので、これはぜひ進めてほしいと思っています。

それから、もう1点は、大学への飛び入学が現在進んでいない理由は、飛び入学を受け入れるにふさわしい教育研究上の実績や指導体制、チューターのようなものをわざわざ雇

わなければできない、大学院を持っていてという条件が厳し過ぎるためだと思います。ここは、ぜひ、大学が実質的に飛び入学が進むように、こういった制約をぜひ取り払ってほしいというふうに思います。

それから、先ほどの学校の適正配置の部分で、ちょっと私も議論すべきだと思うんですけども、これは国がきちり学校の適正配置の計画を立てないといけないと思います。日本の場合、小規模校がたくさんあって、それが恐らく定数改善をしても、なかなか大都市周辺の子供たちの教育に影響が出てきてない所以でもあると思います。

スクールバスだって、民間のバスを借り上げればできるはずですし、わざわざ公務員である運転手を雇ったりする必要は多分ないと思います。スクールバスを徹底的に活用した上で、全国的に学力の向上やいじめや校内暴力をなくすための適正配置といえますか、教育効果を上げるため適正規模の学校にするという施策を進めるべきだというふうに思います。

そうしないと、今の公務員全体の数がなかなか増やせない中で、新しい定数改善は非常に難しいと思うので、こういった改善すべき点は徹底して改善した上で、必要なところに定数を増やしていく努力をするということが必要ではないかというふうに思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

海老名委員、どうぞ。

海老名委員 山谷先生とご一緒したんですけれども、世田谷の小学校へ行きました。小学校2年生で漢詩、漢文、俳句、短歌、とんぼという字を漢字で書いているんですね。びっくりしました。その学習が進んでいるので。小学校2年生がとんぼを漢字で書いているんです。あれには驚きました。

詰め込めるときには、詰め込むことができるんだなということを感じて見学しました。ですから、どんどん小さいうちから、幼いときから、詰め込ませてもいいのではないかなと思いました。

学習、能力、発達できるときには、脳の発達と一緒にどんどんそれに応じてあげた方がいいなと思いました。

だから、学科をもっとあげて、向上させていただきたい、そんな思いがしました。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、品川委員と小谷委員で最後にさせていただきます。

品川委員 私は、基本的に6 3 3 4制の弾力化には賛成です。

最近の子供の発達を考えましたら、小中一貫の方がいいだろうと以前から考えております。ただ、先ほど小野委員同様、私もここにぜひ幼も入れるべきだと考えます。

国も幼保一元に向けて尽力されているわけでございますし、幼稚園、保育園の無料化というところまで視野に入れているわけでございますから、子供の成長発達を考えたときには一体化したカリキュラムの提供が求められてくるだろうと考えます。諸外国を取材しておりますと、幼児教育にこそ最先端の英知とともに予算が投入されています。ディスレク

シアの指導一つとってもフィンランドしかり、香港もそうです。徳育を教科にするなら、どう幼児期から道徳的な教育をしていくのか、体育選科の教員を入れて基礎体力をつけるようにするなら幼児期にどう幼稚園で指導していくのか。そういった成長発達を踏まえたカリキュラムを作っていくことが大事だと申し上げたいと考えます。

それから、飛び級の件でございます。

飛び級につきましては、基本的に伸びる子は伸ばしてあげたい、と考えておりますので導入することには賛成でございます。ただ、ここに書いてございます「学習意欲が非常に強く、優れた資質を有する子供」という定義が曖昧で、どういう子供のことをイメージしているのか誤解を生みやすいのではないかと危惧します。この表現を受け取りますと勉強ばかりしている子も入ってきそうでございます。塾に通い、受験に必死な子供達も、学習意欲が強く、塾の指導についていけるだけの優れた資質を有していると思われまます。ですので、ここの定義は明確に、今一度慎重な文言にさせていただきたいと思っております。

私自身、実はギフテッドの子供への教育というのは、とても大事だと考えております。アメリカやイギリスでは、スペシャルエデュケーションの中に、ギフテッドの教育も入っております。取材しますと、元気で遊んでいるのに非常に認知が高かったり、ハイパーレキシアだったりするのですが、そういう子どもは別に塾に行って汲々としているわけではまったくなく、本当に資質的な能力が高い。だからそこを伸ばそうとしているわけですね。ライサ氏なんかそうですよ。ただ、ギフテッドの教育をやるメリットとデメリットもあるわけで、それがしっかりと保護者に伝えられたうえで、保護者がその子の将来を見据えて選択していってました。これはアメリカ・ニュージャージー州の場合ですが。ですので、飛び級イコールギフテッド教育ではありませんが、やはり発達課題を考えたときにメリットデメリットもあるわけですから、今後そこを分析検証すると明確にした上で提案していくことも必要であろうと考えています。

それから、特に義務教育における原級留置は、この間申し上げましたように、社会不適応を起こすリスク要因になります。そういうエビデンスが犯罪学に出ているにも関わらず、あえて国が反社会的行動や社会不適応を起こすリスクをあげることをやるということには、個人的には反対でございます。

それから、3つ目です。大学への飛び入学と高大連携を促進するということですが、これは本当にそのとおりでいいと考えます。実際、お茶の水高校と大学はすでに連携をしております。高校生が大学の講義を聞きに行ったりしております。それが高校生たちの刺激になってとても言いと言う話も聞いております。一方で、高校が落ちこぼしていき子と申しますか、高校を中退する子供も非常にたくさんいるわけです。年間8万人という数字が出ております。サポート校に行っているからいいじゃないかという声もあるでしょうが、サポート校を出ても、高卒の資格は取れなかったりします。そういったしますと、中卒の資格ですよ。それでどうやって就職していけばいいのでしょうか。そういうことは一見瑣末なことに思えるかもしれませんが、確かに義務教育は中学までですが、

高校中退したり不登校等で社会不適應を起こしたときに、フリーターにすら慣れなかったりする場合もございます。職業的に自立できない20代、30代の57%が学校不適應者という数字が厚労省の委託研究で出ているわけですから、そういった子ども若者たちをも視野に入れていただきたくお願い申し上げます。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

小宮山委員、どうぞ。

小宮山委員 時間もないので簡単にいたします。

飛び級には反対ではないんです。やりたい人はやれるようになっているし、もっと加速したっていいんだけど、現状は、頭を押さえて、とんぼという字を覚えるなどと言って、その下でもって競争させている、ここが1つの問題なんです。要するに、高校はここまでしかやってはいけない。

それを先まで進んで飛び級で勉強させちゃいなさいよというイメージなんだろうけれども、必ずしも先に行かせなくても、今の仕組みの中でも、例えば高大接続、大学と高校を、その高校の中に先まで、もっとアドバンスな講義を作って、場合によっては、その単位を取ってきたら、大学でもう認めちゃおうとかいうようなやり方を検討し始めておりますので、そういうあたり、それから飛び級、飛び級といっているけれども、それは算数のものすごくできる子とか、そういうイメージが強いんだけど、それだけではなくて、例えば職業という問題もあるわけです。職業をもっと早く意識させるというものもあって、例えば昔、高専があって、昔といっても今でもあるんだけど、高専の初期のころというのは、ものすごく優秀な人たちが入って、今社会のあっちこっちで、大学なんかもそうですが、支えている人たちがたくさんいるわけです。

それが、個性を失って、たくさんの大学の1つとして、埋没してきているんですね。

そういう問題があるので、6 3 3 4にこだわる必要はないという意見もいいんですけども、もう少し職業とか能力の頭を押さえずにやるとかいう具体的な試みというのは、ほかにもいろいろあるということを申し上げたいと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

今後の取り組み姿勢で大変重要なことだと思います。

では、小谷委員で最後にさせていただきます。

小谷委員 基本的に飛び級に関しては、以前も発言したとおり、本人が得意なことを評価されるということは、本人の可能性を伸ばすということで非常に賛成なんですけれども、あくまでこれは自分で判断できるようになった高学年に限るべきだと思います。

幼稚園のときに、例えばとんぼが漢字で書けたり、方程式が解ける子供をわざわざ作るような、煽るような社会にする必要はないと思います。

もちろん自発的にできるのはいいと思うんですけども、そういう飛び級の制度などが低学年から広まってしまいますと、教育熱心な親が絶対に飛び級を目指して、グワッと勉強させるような気がするんです。それによるそれこそ全く運動しない子で、ずっと机の前

に向かわれても困りますし、やはりバランスよく年齢に応じた教育を小さいときに受けるべきで、特別な能力を持った子はその学年の中でも十分評価を受ける機会があると思いますので、その飛び級に関しては、基本的に賛成ではありますけれども、高校生、少なくとも中学生以上とか、年齢を限るべきではないかと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

社会的な影響もあろうかと思しますので、また十分に検討させていただきたいと思します。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

社会総がかり、省庁総がかり、現場中心主義の中の問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システムについてであります。

では、事務局から説明いただきました後、ご議論いただきたいと思います。

山中副室長 素案ペーパーの一番最後の6ページでございますけれども、問題を抱える子供や家庭に対する連携システムということで、今までの議論、1つは国のレベルで、子供の心と体の発達、教育の関わり、これについて分析して提供するようなシンクタンクといったものを検討したらどうかということでございます。

また、1つは、地域で、それぞれ子供、若者が抱える様々な問題をサポートしていくということで、教育委員会、警察、児童相談所、そういう関係機関のネットワークの強化、あるいは一元化したワンストップサービスができるような組織についての検討、そのような法的措置についても検討したらどうかという点でございます。

それから、最後は、品川委員、それから門川委員から前回はご提議がありました少年家庭・教育労働省といった、子供の育ちや教育を扱う行政のあり方そのものについて、様々な観点から検討を行う必要があるのではないかという点でございます。以上でございます。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、当件につきましてご議論いただきたいと思います。お手元の資料の中に、門川委員、品川委員から資料を頂戴しておりますので、その説明を短めにお願いしたいと思います。

品川委員 では、私の方から説明させていただきます。

この間、文科省を中心に各省庁の子ども家庭関係の部局を統合して少年家庭省を作っていたと申上げました。これは現場で縦割り行政のニッチに落ち込む子どもたち、教育委員会側に行政執行権がなく親権が強いがゆえに子どもの権利が保障されていない現実によく取材で直面するからこそ出てきた発想で、今でも間違っていないし即必要だと考えます。観光庁も大事ですが、まずは日本の将来を支える子ども・若者たちの成長発達権や自立する権利、社会参加する権利、市民として生きる権利を、どう保障し、かつ権利侵害されたときに回復させるような制度を作っていくのか。そこが問われていると考えています。子どもたちを教育していくのは、いずれ職業的社会的に自立して幸せな大人になってもらうためなわけですから、教育は文科省だけの問題ではないと考えます。総理直轄の

再生会議だからこそ、これから説明いたしますような提案をしていくことが、善意で頑張っている教育現場や福祉現場、労働現場を支え、それが結果的に子ども若者たちの利益になると考えております。

簡単に説明します。

これは、いじめや不登校、虐待、有害情報も含めて、H I Vなどの疾病、それからニートや日雇い雇用、若年ホームレスのような就労困難、それから引きこもり等社会不適応、あるいは非行や犯罪など反社会的行動。それから、先ほどから話題になっております養育力のない保護者ですね、日本で一番多い虐待はネグレクトです。そういった養育力不足の困難家庭、それから地域的に経済環境が悪化し地域ごと疲弊しているところ。財政破綻した夕張市もまさにそうですね。

そういったようなところでも生きている子供たちがいるわけですから、そういったすべての子供たち若者たちをどういうふうに支えていくかということが、実は公教育のベースになると考えています。

そういった子供たちの課題は、今後の私たちの国を支えていく、次世代の人材育成のためには、大きな課題、そしてかつ深刻な課題だと考えています。

未成年の引受先は、基本的には学校ですが、義務教育の間は小中学校がやりますし、一応高校、大学とございます。あるいは義務教育を出た後には、職場が引き受けることになっています。問題は、学校からも落ちこぼれ、職場からも落ちこぼれてしまった子供たちや若者に対して、相談に乗ったり対応したりする機関や制度がないということでございます。

そういった子供たちは、今は結局、N P O等が引き受けておりますが、N P Oにもいろいろございますし、彼らがそういう子どもたち若者たちを支援するエビデンスベースのノウハウを持っているかといったら、それもケースバイケースでしょう。それから、そういった子供たち若者たちを持つ保護者に対しても国や地方自治体の専門的な支援機関がございません。今は、各都道府県にできました発達障害支援センターにそういう社会不適応を起こした子どもたち若者たちの保護者からの相談が殺到しておりますが、そういうセンターに具体的なエビデンスベースの効果的なノウハウがあるかといえは残念ながらまだまだこれからです。

従来は、そういったものは会議でもさんざん話題になっている社会ですね。地域とか、それから地域の企業とか、もちろん保護者とか家庭とか、おじいちゃん、おばあちゃんたちが支えていたわけですがけれども、実際は、そういったところも機能していない現状がございます。

健全な若者を育てて、明るい社会をつくるのは国の責務だと私は考えます。

この会議でもしよっちゅう話題になっております英国やアメリカ、フィンランドもそうですが、資本主義の権化のような国でさえ、社会不適応を起こしやすかったり、社会的に排除されやすかったりする子どもたち若者たちを確実に支えて指導していこうという法律

があり、それらをもとに一元化した窓口が中心になって動いています。

これらのベースはユネスコが2015年までにEducation for Allといった宣言だと思いますが、英国の場合は、Every child mattersという白書が出ています。これは1人の子供が虐待されたことがきっかけで、専門家が集まって、何をすればいいのかという多分500ページぐらいの白書をつくり、毎年更新されていると聞いています。アメリカの場合は、NO Child Left Behind Actでこれには予算がついていないので、学者たちからの批判もございしますが、それでも権利保護権利回復については法整備がされているわけでございます。

そういったものを作っていくということ。ただ、頑張りましょうという目標の法律ではなく、権利が侵害されたらどうなるか、ちゃんとその権利を国は回復しなければならないということを法律でしっかりうたうことが大事だろうと考えております。

要点は、子供の権利を保障する。そして権利が侵害されたときには回復できる法を整えるということ。それから、国及び地方自治体がそういったいろいろな困難を抱える子供たち、それから若者、家庭に対する一元的な支援の窓口を整備するということです。

センターをこの間は、子供家庭省といいましたが、それが難しければ例えば内閣官房とか内閣府に設置していただいて、そこをトップにして、実際の運営は各自治体がやっていく。各自治体が地域で一元化して、拠点になっていくというシステム、現場の人たちが動きやすくなる法、それが結果的に子供たち若者たちの権利を守る。そういう法整備と一元化窓口というかセンター的なものが必要だとあらためて強調したいと思っております。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

門川委員から何かございますか。

門川委員 提出した資料にきちんと書いてありますので、読んでいただくと分かると思うんですけども、行政は縦割りを排して、国と地方の壁を乗り越えて、子供に焦点を当て、かつ家庭や親に視点を当て、一元的に対応できる組織に再編する。そして善意を前提にした行政を大事にしつつ、課題のある部分には法的な規制も含めて、法的根拠を持って対応していく。そうした特別立法も含めて対応をお願いしたいと思います。

将来、子供家庭省的なものも欲しいわけですけども、当面、国と地方がこうしたセンターをつくる。それを特別立法で保障するというのを改めて提案しますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

今のお二方からの資料と全体のまとめにつきまして、何かご意見はございますか。

小野委員、どうぞ。

小野委員 少年家庭・教育労働省とおっしゃったので、これは事務権限が少ないのに省になり得るのかなというふうに考えていたんですが、センターは非常に合理的だと思います。賛成なんですが、例えば今なんでもかんでも内閣官房に置いているんですけども、内閣官房も結局は各省の寄り合い所帯で、官房長官がいらして本当に申し訳ないんですが、

必ずしもその専用の職員がいるわけではないんです。

したがって、今の考えだと、例えば厚生労働省と文部科学省にブリッジをかけるような組織ができないのでしょうか。今の内閣法では多分できないと思いますが。

そういうことも考えた方がいいのではないのでしょうか。今、何でもかんでも内閣官房を肥大化して、各省から出向していますけれども、みんな3年ぐらいで変わっちゃって、最終的に責任を負えるのかというのがちょっとあるので、こういうセンターのようなものであれば、両方からブリッジで支援し合う、まさに幼稚園とか保育所の問題もそういうものをつくれれば、もっと合理的に進むと思います。

そういうこともぜひ検討していただきたいなと思います。

池田座長代理 品川委員、どうぞ。

品川委員 先ほどもちょっと1つ言い忘れたことがございます。フリーターや若年ホームレスや日雇い雇用の若者たちを取材しておりますと、結局、いじめ経験や不登校経験者が非常に多いんですね。先ほども少し触れましたが職業的に自立できない20代、30代の55%がいじめ経験があったり、57%が学校不適應者だったりするわけです。だから、子どもたち若者たちの自立や社会参加を考えたとき、単にキャリア教育をするだけでは不十分ということなんですね。教育はいじめや不登校の問題をもっと真剣に、真摯に取り組まなければなりません。でも、こういう情報は厚労省や社会学の人はもっていても、教育関係者いまいち知らなかったりするわけです。

だから、教育を教育現場、文科省だけで語っていると、出口の段階で、またお金がかかってしまうことになるということ、国全体の総予算を最終的に削減するためにも、やはり文科省と厚労省だけではなくて、私としては経済産業省も農水省も財務省もそれから法務省、やはり矯正教育にも非常に関係ありますので、そういった部分を含めた一元化したセンターが、そしてそのセンターが確実に機能するような法律が必要だと痛感しているわけです。

省庁再編など大きなことを申し上げた以上、私もいろいろと調べましたが、確かに皆さんが集まってなんとかしようとする取り組みでおられます。でも、それぞれがバラバラにやっ  
ていらっしやるので、1個1個のバジェットが非常に小さい。だから、なかなか大きいことができない。

例えば、いじめ対策は文科省も、警察も、法務省もやっているわけですよ。でも、本当は窓口が一つのほうがバジェットも大きくなり、英知も集まり、より効果があることができる。それが子供、若者のためになると考えます。それぞれが少しずつやっ  
ていらっしやると霞ヶ関で連携が取れていても、いざ現場に行くと、正直言ってあまり効果がなかったりする。連携なんてどこ吹く風なんてことが少なくないんですね。あるいは善意のある、頑張る人だけが頑張る構造になってしまっていたり。つまり総予算的にかけているお金の割には費用対効果がよくない。そして不利益を被るのは子供たちです。そこを考えることが必要だということですよ。

子供の権利を守る。そして、子供、若者が自立する権利、社会に参画する権利、市民として生きる権利を保障する。それが侵害されたときには、ちゃんと権利回復できるという法を整備していただきたい。その法律ができさえすれば、そこから先はさきほど小野さんがおっしゃったような、ブリッジなのか、いろいろな方法があると思いますし、それは専門家に考えていただきたいと思うのですが、取材者としての私は、やはり子供、若者の権利を守る法整備が必至だということを申し上げたいのです。

日本は、守るところまではあるんですけれども、守られなかったときにどうするかというところが残念なならないんです。だから社会不適應を起こしたりすると、それはその子の責任になってしまう。あるいは保護者が悪いとか。でも子どもは生まれる地域も親も選べません。そこに踏み込んだ法整備を是非してほしいのです。有害情報についても、有害情報を出すのはやめましょうとか、フィルタリングしましょう、頑張りましょうという法律をいくら作っても、しぼりがなければ結局やらない人はやらないわけです。

やはり侵害されたときにどう権利回復できるかということまでを法律に書いていただきたいと強く申し上げる次第です。

池田座長代理 陰山委員、どうぞ。

陰山委員 品川委員さんの言っていることにもう全面的に賛成なんです。相当強力な権限と情報収集能力、ここで言うております中央教育シンクタンクというのも実は基本的に全く同じ路線上の話なんです。収集してきちんと発信をしてということなんです。

この間、ちょっとニュース見ていましたら、東京都が100人ほど、フィリピンの若者たちを看護師として採用すると。当然フィリピンの人たちというのは、日本での看護師の資格を持ちませんから、東京都のお金を使って看護師の資格を取らせる。しかし、東京都には、たくさん若者たち、ニート、フリーターがいるわけです。やはりこのところが、きちんと考えておかないと、私は単に子供たちの権利だけの問題ではなくて、日本の社会構造そのものに大きく影響を与えてくるような気がするわけなんです。

今後、日本の労働人口の変化というものが、大きく動いてくる中で、このプロジェクトXの中でも、留学生をどんどん入れるという話も出てきています。

これは、日本の今までの過去の歴史を見た限りにおいて、諸外国の方々が流入してきたときの対応の仕方が、あまり上手でないですよ。非常に後々禍根を残すようなことばかりが起きてきている。そういう点で、私はこの教育のあり方と社会の成り立ちというのは、非常に大きな問題だと思います。

ですから、その点でも、この情報をきちんと収集し、さらに具体的な手立てをする強力な執行機関というものを今設けるということが、私は日本の社会にとって、単に教育だけではなくて、日本の社会にとって最も重要な課題になっていると思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、あとお一人でこの議題を終わらせていただきたいと思います。

渡邊委員 ほかの問題でも構いませんか。

池田座長代理 どうぞ、渡邊委員。

渡邊委員 冒頭の教育委員会の第三者評価について、意見が出てなかったもので、1つ意見を言わせていただこうと思って手を挙げました。

まず、私は学校教育委員会の第三者評価というものには反対します。

というのは、教育委員会自体が第三者の集まりですので、第三者がまた第三者を評価して何になるのかというのがまず根本にあります。これは本当に、屋上屋を重ねることになると思います。

教育委員会は、学校の状況を知りたいのであれば、学力テストとか、体力テストとか、生活調査とか、子供たちに対するアンケート、もしくは親に対するアンケート等々で客観的な状況というのはつかめますから、それをもとに教育委員会を評価していくという形で、第三者評価という、この第三者が集まった時点で、また違ったものが動き出すというふうに思います。

特に、学校などにおける評価は選択制を行えば、これは評価されて選択されるわけですから、ですから、自然に評価されている仕組み、そのためには情報をすべて公開し、ディスクローズしていくというような外側の仕組みをちゃんとする方が大事で、いきなり第三者評価に持っていくのは私は反対です。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

ただいまの渡邊委員からのお話に関しましては、前回もそういうお話も出ておりますので、この議題につきましては、次回もう少し深掘りさせていただきたいと思っております。

今、いただきましたご意見等につきましては、冒頭に申し上げましたように、運営委員会で内容を整理させていただきまして、第三次報告の素案をまとめ、次回ご議論いただきたいと考えております。

それでは、最後の議題になりますけれども、教育振興基本計画についての議論に入らせていただきたいと思います。

前回の合同分科会におきまして、教育振興基本計画の策定状況についてご意見がございましたので、本日は文部科学省より教育振興基本計画について、まずご説明いただき、その後、委員の皆様方のご意見を頂戴したいと思います。

今日は、文科省の加茂川生涯学習政策局長にご出席いただいております。

それでは、加茂川さん、よろしく願いいたします。

加茂川生涯学習政策局長 文部科学省の加茂川でございます。

時間が限られておりますので、ポイントだけご説明申し上げたいと思います。

本日、配布資料の資料3をご覧いただきたいと思います。

現在の中教審におきます教育振興基本計画の策定状況について中心にご説明を申し上げたいと思います。

この資料3は、中教審で本計画を審議しております特別部会の資料でございまして、11

月8日付となっておりますが、策定に向けた公聴手続が今実施されております。その公聴関係の資料をとりあえず最新の状況をご理解していただく上で、ご用意させていただきました。

1ページ目をご覧くださいと、この振興基本計画は、改正教育基本法を受けての作業でございますが、第2パラグラフにも書いてございますが、特別部会を設けまして、今年2月から検討を行ってきているわけでございます。そして、広く国民に関心を持っていただく、または多様な意見をいただくという手続を公聴手続として実施しておりますけれども、この本部会におけます審議状況という資料を別添資料1、2でございますが、用意をして、また計画の案にはなってございませんけれども、特別部会として公聴手続をとっているということを説明したのが第1ページ目の資料でございます。

3ページ、4ページにかけては、教育基本法の条文を掲載してございますが、5ページ目の十七条という条文をご覧くださいと思います。

教育振興基本計画の根拠条文でございます。十七条1項、2項でございますが、1項の規定をご覧くださいと、政府は、中略しますが、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

こういう前提で、政府として本計画を策定する前提で文部科学大臣の諮問を受けて、審議要請を受けて、中教審が特別部会を設けて検討しているというのが現状でございます。

そして、2項でございますように、国の計画を参酌いたしまして、各地方公共団体にも同様の計画を策定する努力義務がございますので、地方にとっても国がこの計画を定め、公表する必要が迫られておるわけでございます。

そこで、現段階での検討状況でございますが、別添資料1と別添資料2、6ページからと12ページからになります。ご覧いただきたいと思います。

6ページの検討に当たっての基本的な考え方、いわば現時点における総論部分でございます。

それから、12ページ以降の重点事項、いわば各論部分でございますが、ポイントだけ申し上げたいと思います。

6ページ以降の総論部分では、現状と課題の分析、教育の使命、教育立国の必要性等に言及した上で、8ページをご覧くださいと思います。

この計画のねらいについて記述した部分がございます。(4)教育振興基本計画のねらい。最初のの後段部分でございますが、このために改正教育基本法で明示された新しい教育理念に基づき、我が国の教育を巡る現状と課題を踏まえ、今後10年先を見通した施策の基本的方向と政府が5年間に取り組むべき具体的方策について示すこととするというのが部会の基本的な考え方でございます。

その上で、9ページからにかけてでございますが、(2)今後の教育施策の目指すべき基本的方向ということで、4つの大きな柱を示してございます。

その1つ目が、 でございます、「社会全体で教育の向上に取り組む」は、社会総がかりで教育再生に取り組むという本会議と同一方向にあるものと思っております。

それから、10ページにかけまして、「個性を尊重しつつ、能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる」は、主に初等中等教育にかかわる事柄でございます。

「教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える」は、高等教育関係を主に意識した大きな3本目の柱でございます。

そして、11ページ最後でございますが、「安全・安心で質の高い教育環境を整備する」は、安全・安心というキーワードを用いておりますが、教育環境整備について4本目の柱として整理したものです。これらが基本的な方向でございます。

その上で、12ページ以降の別添資料2をご覧いただきたいと思っております。

重点的に取り組むべき事項ということで、今ご説明をしました4本の大きな柱についてそれぞれ施策をテーマごとに、または取組事例を整理したのがこの12ページ以降25ページまでの少し大部な資料でございます。

これは各論部分でございますけれども、なお今後、さらにメリハリをつけて具体には今入っておりませんが、数値的な目標を加えるなど、国民により分かりやすい計画案を策定することが特別部会の共通認識になってございます。

その具体的な計画案につきましては、この今の基本的な方向と重点的に取り組むべき事項がいわば叩き台になりますけれども、年明け、1月になってから具体的な計画案を審議するというところでございますので、広く公聴手続をとっておることを踏まえまして、いろいろな意見を今特別部会においては加味しているという段階だということをご理解いただきたいと思っております。

そこで、大きな4本の柱の簡単なポイントだけ申し上げますが、最初の12ページ、社会全体で教育の向上に取り組むという1本目の大きな柱に関しましては、(1)にございますように、学校・家庭・地域の連携協力強化、あるいは社会全体の教育力を向上させるということを最初に掲げながら、13ページ以降でございますが、家庭の教育力向上、あるいはキャリア教育、職業教育を中心にした人材育成に関する事柄、そして14ページに(4)にございますが、生涯学習社会の実現といったことをいつでもどこでも学べる環境を作るといった表記で示してございます。

そして、2本目の大きな柱が、15ページでございますが、個性を尊重しつつ、能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる。先ほど申しましたが、初等中等教育に係る部分でございますが、幼稚園から高等学校教育に係る部分でございます。

ここでは、確かな学力を確立するというか(1)の事柄から始まりまして、16ページ、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を作る徳育、体育に関する事柄の取組を整理した部分。

そして、17ページ(3)では、教員に関する部分がございますが、優秀な教員を養成、

確保するとともに、一人一人の子供に教員が向き合える環境を作るということで、優れた教員を確保するための優遇措置の維持、あるいはメリハリある給与体系の実現といった取組を整理した部分でございます。

それから、18ページに入りまして、(4)教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制の確立ということで、学校を支援する地方教育行政、あるいは学校の組織についての改善取組を整理した部分でございます。

そして、19ページの(5)では、幼児期における教育の充実に関する事柄、または特別なニーズに対応した教育、特別支援教育等を意識した部分でございます。それらが整理されておるわけでございます。

また、20ページからでございますが、大変早くて恐縮でございます。

大きな柱の3としまして、高等教育関係をまとめた部分でございます。

教員の厚みを備え、知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支えるという大きな柱に関する部分でございますが、最初に学士課程教育の在り方として、社会の信頼に応える学士課程の実現を最初に掲げまして、質の向上でありますとか、高大連携の事柄を整理した上で、21ページに入りまして、卓越した教育研究拠点の形成、あるいは(3)として大学等の国際化対応、さらには(4)として地域における国公立大学等の連携等を通じた地域振興の取組、それから22ページに入りまして、(5)大学教育の質の向上・保証ということでは、特に大学評価の充実といった事柄、取組をここに整理してございます。

また、そういった教育、研究について十分な実績を大学が残していく、社会の期待に応えるためには、(6)でございますが、大学等の教育研究を支える基盤を強化する事柄については、22ページの後段から取組が整理されているわけでございます。

そして、23ページからは最後の4本目の大きな柱、安全・安心で質の高い教育環境を整備するということで、1つは、学校、施設の耐震化、あるいは施設環境の改善、充実ということ(1)でまとめてございます。

また、23ページ下の方でございますが、(2)質の高い教育を支える環境整備ということで、最初に学校図書館の整備充実。あるいは24ページにわたりまして、教材、学校の情報化といった取組についても課題を整理してございます。

そして、(3)私立学校の振興策の充実、最後(4)教育費負担の軽減ということで、奨学金事業の充実の取組を整理しておるところでございます。

ポイントだけ、大変早口で申し上げましたが、もう一度確認をさせていただきますと、現時点での特別部会での審議状況、公聴手続が進んでいるということでございまして、具体的な計画案として、また公にいたしますのは、年明け1月からの審議で、現在審議中だということをご理解を賜ればと思います。ありがとうございます。

池田座長代理 ありがとうございます。

現在審議中ということですが、私どもが今論議している内容と共通しますし、さらにブッシュさせていただきたいところもあるような気もいたします。

小宮山委員、どうぞ。

小宮山委員 2点申し上げたいと思います。

国際化とか、いろいろ書いてあって、それ自身に反対するわけではないですけども、やはり小学校から大学・大学院までという縦、科目の壁を越えるという横の両方向に、教育全体の内容を眺めるという視点をつけないといけないと思います。その視点がほとんど書いていない。

それから、もう1点は、やはりお金、財政、いいことしかももちろん書いてないわけで、それはもちろんいいことなんですが、やはりお金のことを書かずにやるというのは僕はおかしいと思います。

科学技術基本計画のときにもさんざん議論して、とうとう最後に25兆円と書いたわけです。いかがなものかという意見を受けながら。

私、高等教育に関しては、この中でも二度、三度、GDPの1%、あるいは5兆円というのを必ずしも国の財政だけからとは書いてなくて、いろいろな形で、何年計画かで、民間からのお金、個人のお金といったようなものを含めて、5兆円の体制を作らないと、日本の高等教育は本当にもたないというのを国際的な中でしみじみ感じております。

だから、ここに財政措置を数字で書くということが私は不可欠だと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

小野委員、どうぞ。

小野委員 今の意見にも賛成なんですけれども、結局、これは計画というからには、年次計画で例えば10年の間にこういうことをやりたいというのがないと、この表現を見ると、これは何だか白書のようなもので、何でもかんでも書いてありますけれども、計画的にどのように実現するのかということが少しも見えてこないと思います。

少なくとも教育基本法を作るときに、教育振興基本計画を作ろうというのは、もっと大きな理想があったはずなんです。財政の問題もそうだし、年次計画もそうだし、どのように10年間の間に、日本全体の教育政策をどうするのかということの理念がほとんど述べられてないと私は思うので、この計画では、非常に心配ですね。これで本当にいいとは私は思いませんね。

池田座長代理 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 私も現状肯定のことがすべて書かれていて、現状を否定していないというのが正直な感想です。

例えば、優秀な先生を採用するといっても、例えばこれに対して国家資格にするんだとか、例えば教育委員会の見直しで、教育委員会を非常勤で今やっているものを常勤にするんだとか。大学の質の向上で、全入時代に備えるのであれば、大学入試資格試験を設けるんだとか。

例えば、私学を助成していただけるということは、これは大変ありがたいことですが、ただやはりしっかりディスクローズさせてから、助成するんだとか、今の非常に曖昧にな

っている、駄目になっている元のところに手が打たれていないと。だから、現状肯定のままでは多分何も変わらないということを確認されてから、これを進めた方がいいと思います。以上です。

池田座長代理 陰山委員、どうぞ。

陰山委員 同じ意見なんです。やはり財政的なものをきちんとした裏づけとそれから実現の可能性を合わせていかないと、実はこういう計画というのは文科省の方からもしょっちゅう出されていて、ちょっと厳しい言い方をさせていただくと、もう見飽きているんですよ。

特に、ICTを仮に1つ例をとりますと、いわゆる校内の無線LANを設置するとか、各教室にパソコンを置くとかというようなことが、何度も出てきて、全く実現してないわけです。

今もって子供たちのいわゆる成績表というのは、個人情報で最も重要なんだけど、その成績処理は今でも恐らくほとんどの学校で個人のパソコンでやっているはずで、各教職員に一人一人パソコンというのは渡されてないわけです。いわゆるこの重要事項が入っているパソコンをいわゆるそれぞれ事業者が持っていない業種なんてほかにあるんでしょうか。

それでたまたま自分のパソコンだから家に持って帰っていて、ちょっと不心得な者がたまたまパチンコをやっていたら取られちゃったと。

もともとそれはもう持って帰る必要性がなければ、それは起きてないわけなんですよ。

そこで教師のその質だけが問われるというのは、甚だちょっと心外です。教師たちはもう叩かれ通しですから、もうほとんど言いませんけれども、ほとんど何ていうんでしょうか、燃え尽きているし、見飽きているし、希望を感じていない。その状態の中で、綺麗なものが下りてくれば下りてくるほど、意欲を失うという危険性があるわけなんです。

ここでもし財政的なものが、何年度、これだけ入るよというふうになってくると、「おっ、変わったじゃないか。これは今度は本気かな。」という感じになって、頑張る教師たちも増えてくるのだと思うので、とりわけ財政的な措置については、金額を明示して、いつまでにこれだけの投入をすると。そのためにこれだけの結果を出してくれということになってくると、かなり動く部分も出てくるのかなという気がします。

池田座長代理 ありがとうございます。

品川委員どうぞ。

品川委員 3点ございます。私も今小宮山先生がおっしゃったことと全く同感です。

いただいた資料を読んで一番感じたことは、先ほどから何回も申し上げておりますけれども、卒後の視点があまりないということでございます。社会学の中でも特に青年労働を研究している学者を取材すると、学校教育での失敗とか不適應がその後のライフコースに致命的な不利益を与えるということが、すでにエビデンスで出ております。

たとえばフリーター経験者のその後の有配偶率、つまり結婚しているかどうかという率

が正規雇用の人よりもどんどん差が開いているというようなデータがある。つまり少子化にも直結しているわけです。もちろん、結婚しないで子供を生む人もいますけれども。ただ実際問題としては、フリーターの有配偶率は低下しているわけです。

また、フリーターの調査をすると、高校非進学、高校中退、卒業時に就職ができない、早期離職、アルバイト、そういった若者たちが、結果的には経済的に貧困化していき、社会関係が喪失して、社会的にこの言葉は適切かどうか分かりませんが、英語をそのまま直訳すると、社会的に排除されていくというデータが出ております。

ですがこの中教審の資料を拝読いたしますと、そういった社会不適應を起こしやすかったり、社会的に排除されやすかったりする子どもや若者のことがあまり想定されていないと思えるわけです。それよりも、当たり前なのかもしれませんが、今あるシステムの中でどういうふうにやっていこう、こういうふうに教育すればいいというようなことが前提でございます。でも、現実には毎年8万人の高校中退者、13万人の不登校者たちがいて、決して少ない数字ではないんです。ですのでぜひ卒後の雇用とか就労とか職業的社会的自立という視点からもう一度踏み込んだ検討をしていただきたいと強く思います。

それから、2つ目は、今小宮山先生がおっしゃった財政的な面ですね。これは、いくら書いても、結局財政的な部分の保障がなければ、「だからどうすればいいわけ？」となってしまいます。苦労するのは教育現場です。

それから、もう1つ、これは細かいことで恐縮でございますが、再生会議では私がさんざん申し上げておりますので事務局の方が表現に気を使ってくださいなんですけれども、10ページのところに例えば特別支援教育においては、障害のある子供が一人一人の教育的ニーズを把握し、というようなことがあるんですが、障害のある、ないという二項対立では語れないのが発達障害でございます。

診断があれば支援する。なければ支援しないというのが今実際に教育現場、ものすごい勢いで広がっています。でもこれは法が想定する支援ではありません。法には「障害も含めて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援する」とございます。

ですが、現場でどういうことが起こっているかと申しますと、教師がにわか診断をして、ちょっと多動な子供を見れば、ADHDだから病院に行ったらと平気で親に言い、また親は親でちょっと子供が多動になったら、焦ってドクターショッピングをして、とにかく診断診断です。そして、診断を受ければ支援を受けられるというような傾向が強くなっております。

繰り返しになりますが、それは国が最初に想定した教育的ニーズに応じて支援するということにはなっていないんですね。教育的ニーズを見ることは、診断は必要ないのです。診断に頼ってしまいますと、虐待やら栄養の偏りやらうつやら転校生やら外国籍やら視機能の問題やらと、ほかの原因を見落としてしまいます。診断があれば支援する、なければ子ども本人、家庭の問題であるということに落とし込まれていくので、ここの書き方は、ぜひ気をつけていただきたいと強く申し上げたいと思います。以上です。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、川勝委員、小谷委員、時間も経過しておりますので、簡略によろしくお願ひします。

川勝委員 教育基本法、さすがにバランスがとれたという点で、感心しましたけれども、教育基本法の教育の目標の第二条の第1項に、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」とありますが、このうち幾つか落とされているのではないかと思います。

それは、教育立国の必要性という7ページのところに、「その理念を人間像の観点から言い換えれば、概ね以下の3点」ということで、まず「知徳体」とありますでしょう。そうすると豊かな情操はどこに行きましたか。

これはやはり知、情、意、そして体と。あえて道徳を付け加えるならそこに徳をつけ加えればいいと思います。情操教育ややる気や、そういうようなものの方を出すことが心の中身に対応するのではないかと思います。

それと関連して、16ページに規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を作るというところも、道徳教育に落とし込まれていますけれども、やはりこの教育再生会議では演劇であるとか、音楽であるとか、古典を読むとか、そういうことがありまして、豊かな情操、感性ですね。これをどこかで入れ込むことが必要であると思います。

それから、もう1つは、これは単に落ちこぼれの子だけではなくて、外国人児童、生徒等の教育について20ページにお書きになられたのは、これはとても大事なことだと思います。

というのは、教育基本法は一応日本国民ということをやっているわけですが、広くこれは日本国に居住する人々という形で、こういう厳しい状況にいる児童、生徒について配慮されたのはいいと思うんですが、最終的に今度そういう国際的な観点が大事なんですけれども、21ページで、大学等の国際化を推進するというときに、日本人が外国に行くとか、あるいは留学生を求めるとかということがありますがけれども、大学の国際化というのは、例えば大学の中に先生、あるいは国立大学、独立行政法人になりながら全部日本人でしょう。それはやはりまだ鎖国主義ではないでしょうか。

ですから、思い切って、日本には内外の優れた人材が、それは日本に位置しているので、日本国民に資する形で教育をする。つまり教育立国をするときには、日本中心主義というのではなくて、世界の平和に貢献する。つまり国籍というものを超えるというところに私は教育立国の、今回言うことの意味があると思います。

すなわち日本は、『学問のすすめ』の福沢諭吉さんを1万円札に刷っているので、教育立国ということをやっています。そして、あのときの教育立国は、日本国が独立国になるという、そういうことでございました。欧米列国に並ぶということを目的にした教育立国だった。

しかし、今は日本は世界に、環境、その他平和のために貢献をするということのための

教育立国なので、そういう国際的な役割を果たす日本というものが、こういう高等教育のところでもっと明確に出ないといけないと思います。

小宮山先生のかわりに、外国人が東大の総長としても、それは構わないというそういうイメージを持ってお書きいただきたいということです。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、小谷委員。

小谷委員 率直な感想ですが、内容に関しては、ほかの教育に明るい先生方からいろいろご意見がありましたし、私は特に異論も反論もないんですけども、教育再生会議の提言に関しては皆さんから既にいろいろな意見の羅列だとか、もっと見やすくするというご指摘が出ていますけれども、少なくともパッと見た感じ、こちらは内容ということではなくて、文章の流れでしたり、幅だったり、紙だったり、文体、字体だったり、非常に見にくいタイプのものであるにもかかわらず、すごくスーッと入ってくるんですね。

この文章とか内容の作り方に関しては、文言の終わりが、「する」だったり、「であること」だったり、「配慮する」だったり、すごくまとまりがない部分が目立たないので再生会議の提言を作るに当たって、多分皆さんの具体的な意見をすごく具体的に取り入れてくださっているからだと思うんですけども、文章の作り方に関しては、何か参考にすべきところもあるのではないかと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

私どもも留意させていただきます。

最後に、陰山委員、どうぞ。

陰山委員 1点だけ、質問とそれから意見なんですけれども、これは実際実行できるか、国会に報告するということですね。

報告というものの重みというものによって、この計画を作るときの先ほどの予算のこともひっくり返って変わってくると思います。

その報告については、どの程度のことをきっちりやるのかということもある程度想定をして、書き込んでいただければやはり計画を作るときの意気込みというものも変わってくると思います。

それから、もう1点気になっていますのは、地方公共団体は基本的な計画をしなければいけないんですけども、これを地方公共団体に報告の義務はないんですか。質問なんですけれども。

加茂川生涯学習政策局長 どこにですか。

陰山委員 地方公共団体が、例えば市議会とか県議会とかに。

加茂川生涯学習政策局長 法律上ありませんが、事実上は期待されてもおかしくない。

陰山委員 期待されてもおかしくないということですね。

といいますのは、義務教育の国庫負担のときに分かりましたように、国からは送っているんですけども、地方で使われていない実態というのがありますし、一次報告のときにも

教育費のマップを作ろうという話もありましたよね。やはりそのところに対するきちんとした位置づけというのでしょうか、しぼりというのでしょうか、それをしておかないと国は非常にいい計画を作っているんだけど、実行できませんでした。よく見ると、これは地方が悪かったです、みたいなことになってくると、非常にちぐはぐなことになってくるので、報告と地方公共団体の責任づけもきちんとしておいていただければと、意見ですけれども、お願いしたいと思います。

池田座長代理 ありがとうございます。

今の委員の方からの意見は個別の意見であります、できるだけ中教審の方でもフォローしていただければ大変ありがたいと思います。

予定の時間を若干オーバーしております。本日の審議は以上で終わらせていただきたいと思っております。

次回の合同分科会は12月13日6時からでございます。よろしくお願いいたします。

今回は、本日に引き続きまして、これまでの議論の整理を行っております案件、11月13日から11月27日の分につきましてご審議いただきたいと思っております。

また、これからの審議の中身でございますけれども、特に大学、大学院改革につきましては、第二次報告の検討のプロセスの際と同様に、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、規制改革会議の委員の方々にもご参加いただき、合同審議を行わせていただきたいと考えております。

なお、冒頭で申し上げましたように、本日ご審議いただきました議論の整理素案につきましては恐縮でございますけれども、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、町村官房長官にご出席いただいておりますので、全体につきまして一言、お話しいただければと思います。

町村官房長官 どうも先生方、夜遅くまでありがとうございます。

今、加茂川局長が集中砲火を浴びておりましたけれども、多分皆さん同じことをお感じなんだろうと、私も実はほぼ同じようなことを先般加茂川さんに言ったんでありまして、トータルな金額、これを入れるかどうかというのは、改正教育基本法の法案を作ったときから大議論があって、法律的に書けるんですか。書いても構わないんですか。

加茂川生涯学習政策局長 計画としては、いろいろな書き方があると思いますし、例えば科学技術振興基本計画には総額が入っている唯一の例ですけれどもございます。あくまでも情報でございます。

町村官房長官 ということだそうであります。

池田座長代理 唯一の例ということですね。。

町村官房長官 まだまだ改善の余地があるということで、大いに皆さん方のご意見を入れて、特に折角これだけ教育再生会議でいろいろなご議論があり、第一次報告、第二次報告が出され、三次がまとめられつつあるということですから、そのエッセンスもできるだ

け振興基本計画の中に取り込むように、ひとつ文部科学省の方でもお願いをしたいと思っております。

第三次報告の作成に向けて、大変ご熱心なご議論をいただいておりますが、今手元に小野委員からは骨太の教育再生策をと、白石委員からはメッセージ性が重要であると、こんなご意見も出ておりますので、私もそんな深く満遍なくなると厚すぎて誰も読まなくなってしまうということで、あえて絞って、これだというのをやっていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

池田座長代理 ありがとうございます。

それでは、大野副長官、一言お願いします。

大野官房副長官 大変遅くなりまして、熱心に皆様方いつもご意見いただいておりますこと、本当にありがたく思っています。

第三次報告、折角のご議論でございますので、やはり世間に社会に訴えられるような内容にしたいと思っておりますものですから、よろしくお願いします。

池田座長代理 それでは、最後に、山谷総理補佐官からお願いします。

山谷総理補佐官 どうもありがとうございました。

池田座長代理よりお話がございましたけれども、本日の議論を踏まえて、運営委員会を開いて、まとめ直しをして、全体の構想についても考えて次回お諮りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

池田座長代理 ありがとうございました。

それでは、本日の合同分科会、これをもちまして閉会とさせていただきます。

来週もよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

了